

令和 4 年 8 月 3 日  
福岡県新型コロナウイルス感染症  
対策本部事務局企画第 2 班

### 令和 4 年 9 月 1 日からの無料検査事業の補助単価変更について

国の制度改正により、令和 4 年 9 月 1 日以降の検査分から、以下のとおり福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金の補助単価が変更（引き下げ）となる予定です。引き続き、事業に御協力賜りますようお願い申し上げます。

※本変更については、正式には県の補助金交付要綱改正をもって適用となります。補助金交付要綱の改正が完了しましたら、改めて各事業者に通知します。また、詳細について国に確認を行っている部分があるため、細部が一部変更となる場合があります。

#### 1 変更点

各事業所の 1 か月間（毎月 1 日から末日まで）の検査数（月間検査数）に応じて、補助単価が変更となります。

区分※	仕入額・委託額（実費）		各種経費 （定額）
	PCR 検査等	抗原定性検査	
「50 件×無料検査実施日数」以下の部分 ※月に 25 日無料検査を実施した場合、1,250 回以下の部分	上限 7,000 円	上限 1,500 円	2,500 円
「50 件×無料検査実施日数」を超え、 「100 件×月の日数」以下の部分 ※月に 25 日無料検査を実施した場合、1,250 回を超え、2,500 回以下の部分	上限 5,000 円		1,800 円
「100 件×無料検査実施日数」を超える部分 ※月に 25 日無料検査を実施した場合、2,500 回を超える部分	上限 3,000 円		1,100 円

※PCR 検査等と抗原定性検査の両方を実施している事業所の PCR 検査等の実費部分の補助額は、「上表の件数に PCR 検査等の割合を乗じて計算した補助上限額」と「実支出額」のいずれか低い方の額となります（例 2 参照）。

※無料検査実施日数には、受付を行っていたが検査の実施がなかった日を含みます。

【月に25日無料検査を実施した場合の例】

例1) 月間検査数 (PCR検査等と抗原定性検査の合計) が1,250件以下 (=日平均50件以下) の事業所

PCR検査等 (実費部分)	上限7,000円/件 (変更なし)
抗原定性検査 (実費部分)	上限1,500円/件 (変更なし)
各種経費 (定額部分)	一律2,500円/件 (500円引き下げ)

例2) 月間検査数 (PCR検査等と抗原定性検査の合計) が1,250件を超える (=日平均50件を超える) 事業所

(1) 月間検査数2,000件 (全てPCR検査等) の場合

PCR検査等 (実費部分)

1,250件までは上限7,000円、これを超える部分は上限5,000円となるため、  
補助上限額 = (7,000円 × 1,250件) + (5,000円 × 750件) = 12,500,000円

PCR検査等の委託額が5,500円/件であった場合、  
実支出額 = 5,500円 × 2,000件 = 11,000,000円

となり、補助上限額12,500,000円以内となるため、  
補助額 = 11,000,000円

となる。

各種経費 (定額)

1,250件までは2,500円、これを超える部分は1,800円となるため、  
補助額 = (2,500円 × 1,250件) + (1,800円 × 750件) = 4,475,000円

(2) 月間検査数2,500件 (PCR検査等2,000件、抗原定性検査500件) の場合

PCR検査等 (実費部分)

1,250件 × PCR検査等の実施割合 (2,000/2,500) = 1,000件までは上限7,000円、これを超える部分は上限5,000円となるため、

補助上限額 = (7,000円 × 1,000件) + (5,000円 × 1000件) = 12,000,000円

仮に、PCR検査等の委託額が6,500円/件であった場合、  
実支出額 = 6,500円 × 2,000件 = 13,000,000円

となり、補助上限額12,000,000円を超過するため、  
補助額 = 12,000,000円

となる。

抗原定性検査 (実費部分)

検査数によらず、上限は1,500円/件

各種経費

1,500件までは2,500円、これを超える部分は1,800円となるため、  
補助額 = (2,500円 × 1,500件) + (1,800円 × 500件) = 4,650,000円

## 2 「実績報告及び交付申請書」について

今回の制度変更に伴い、「実績報告及び交付申請書」の様式を変更する予定です。

月ごとの検査数によって補助額が変わるため、月ごとに別紙4（「検査等費用支援部分」内訳）の作成が必要となります。ただし、これまでどおり、提出については、月ごとの提出でも、数か月分まとめての提出でも可とする予定です。

### ※参考

国から都道府県に対する通知文書

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20220726\\_jimurenraku12.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/pdf/20220726_jimurenraku12.pdf)